

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、中学生学習支援事業実施要綱（以下、要綱）第 5 条に基づき、狭山市立中央中学校区で実施する中学生学習支援事業（以下、本事業）に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 本事業の対象者は、狭山市立中央中学校に在籍する中学 1・2・3 年生とする。

（内 容）

第 3 条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）対象科目 原則、国語、数学及び英語とする。
- （2）実施方法 本事業による学習支援は、自主学習を基本とするなかで、必要な支援を行う。
- （3）実施日等 本事業は、原則として、日曜日の午後 2 時から午後 4 時に実施する。
- （4）実施場所 本事業は、入間川東小学校、中央中学校等を会場として実施する。
- （5）夏季休業中、冬季休業中に外部指導者による集中講義を実施する。

（学習支援員等の配置）

第 4 条 本事業を実施するため、SSVC から学習支援コーディネーター及び必要な人数の学習支援員の配置を受ける。

- 2 学習支援コーディネーターは、地区担当指導主事と連携し、本事業の実施計画の立案や学習支援員の配置に係る調整等を行う。
- 3 学習支援員は、本事業に参加した生徒の自学自習を監督するとともに、必要な支援を行う。

（申込み）

第 5 条 本事業に参加を希望する者は、中央中学校を通して、教育委員会へ参加申込書を提出する。

（雑則）

第 6 条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、本事業の実施運営に関し必要な事項は、学習支援コーディネーターと地区担当指導主事が協議して定めるものとする。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。